

白岡市上下水道事業審議会の概要について

1 役割

審議会は、「白岡市上下水道事業審議会条例」に基づき設置され、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、水道料金及び下水道使用料に関することなどの重要事項について調査、審議及び答申を行います。

2 構成員

審議会は、委員10人で組織され、(1)知識経験を有する方、(2)市議会議員、(3)水道使用者、(4)下水道使用者、(5)公募に応じた方で構成されます。

3 委員の任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年となります。

4 会議のスケジュール

会議は、令和8年7月下旬から令和9年3月までの間に開催する予定です。開催日時は、平日の午前又は午後を予定しています。

なお、令和8年度については、予定されている審議事項がありませんので、審議が必要な案件が生じた際に、随時開催することとなります。

5 報酬額及び費用弁償について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、お支払いします。

なお、書面会議で開催された場合は、報酬のみのお支払いとなります。

区分		報酬額（円）	費用弁償（円）
上下水道事業審議会	会長	日額 7,000	1日 1,300
	委員	日額 6,100	